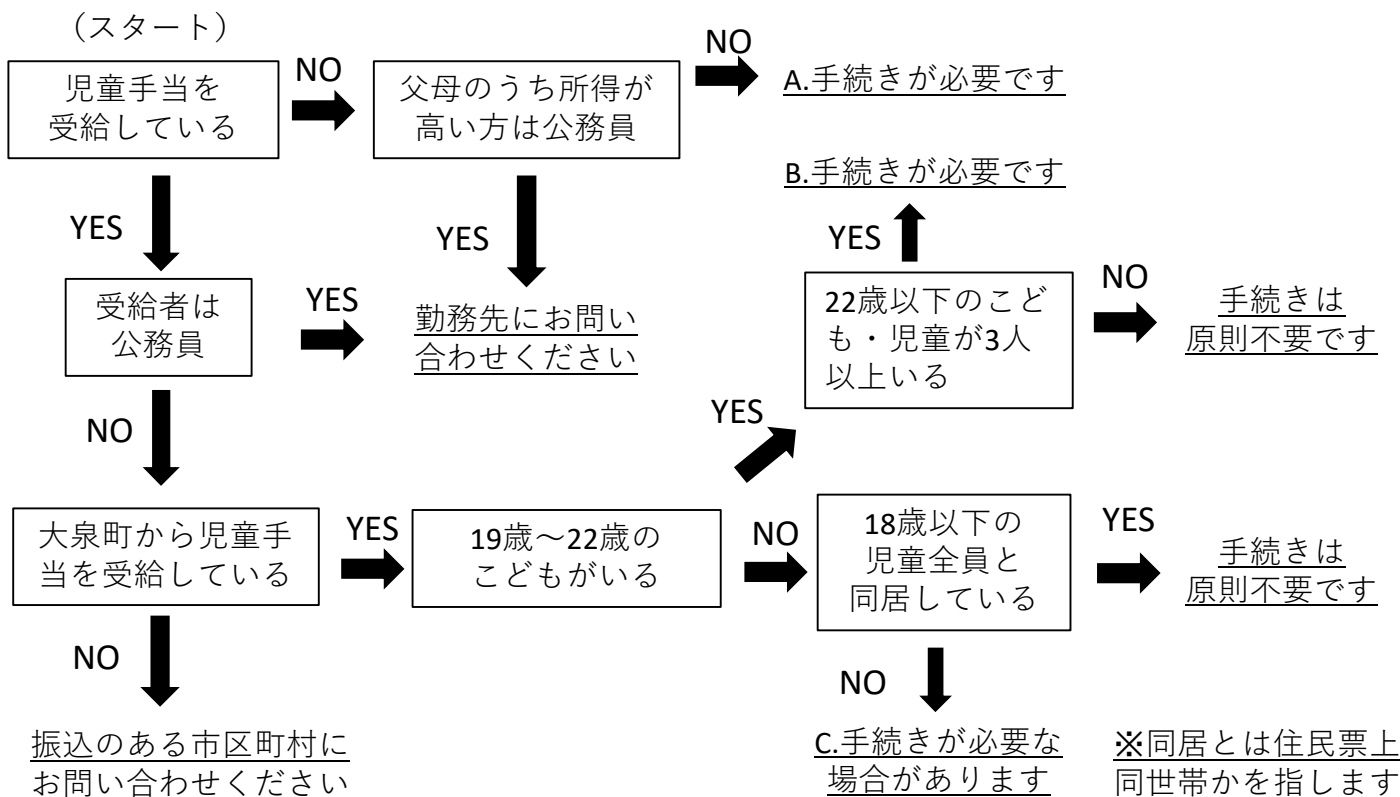


【手続き確認フロー図】



①児童全員が高校生以上（中学生以下の児童はいない）

②所得上限限度額以上の所得がある

③未申請

のいずれかに該当します。「児童手当認定請求書」の提出が必要です。大学生相当を含み3人以上の児童がいる場合は「監護相当の確認書」の提出も必要です。いずれにも該当しない場合はC.に進んでください。

A.に該当した世帯

①すでに児童手当を受給している

②児童手当の対象年齢（18歳以下）児童のほかに大学生相当（22歳以下）の子どもがいる

③大学生相当（22歳以下）の子どもも含めると児童数は3人以上

のすべてに該当していますか？すべてに該当した場合「児童手当額改定請求書」「監護相当の確認書」の提出が必要です。すべてに該当しない場合はC.に進んでください。

B.に該当した世帯

世帯状況の確認をしたうえで必要な手続きをご案内いたします。

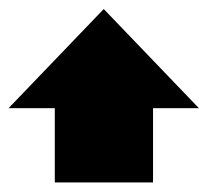
（別居している児童がいる場合など）

下記連絡先までお問い合わせください。

大泉町役場3階子ども課（24番窓口）：0276-63-3111

C.に該当した世帯

○児童手当制度における世帯とは 原則、住民票上の構成を指します



受給者世帯

高校生・大学生



進学先の寮等で
ひとり暮らし

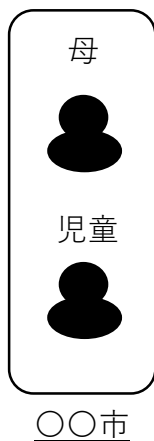


受給者と児童が別居している場合においても、住民票上の世帯が同一か否か（こどもの住所を動かしたかどうか）で手続きの要否が分かります。保護者と住民票上の住所が異なる別居児童がいる場合、「別居監護申立書」の提出が必要です。

○児童手当の受給者は原則として父母のうち、所得の高い方です

父

大泉町



【例】 父：所得500万円 単身世帯 大泉町在住

母：所得200万円 児童と同世帯 町外在住

母は児童と同居していますが、所得は父が高いため、大泉町から父に対して支給します。

母の所得が高い場合は、居住市町村から母に対して支給されます。※離婚協議中につき別居している場合は所得にかかわらず母が受給できる場合があります。

○連れ子の場合は、養子縁組の有無で受給者を判断します

父（養父）

母



婚姻



養
子
縁
組

児童（母の子）



【例】 父：所得500万円 母：所得200万円

〔父と児童との養子縁組〕

あり：所得の高い父が受給者

なし：母が受給者

児童が母の連れ子である場合、父（養父）と養子縁組を行っているか否かで受給者が変わります。養子縁組を行っている場合、所得の高い父が受給者になりますが、養子縁組を行う意思がない場合や法的に養子縁組を行えない場合は母が受給者になります。

○児童・こどもが3人以上いて、第1子が大学生相当（19歳～22歳）の場合

①監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしていること

②生計費の相当部分を負担していること

①②を両方とも満たす場合、監護相当と見なし、第3子加算カウントの対象とします（監護相当の確認書提出が必要です）

就労等により、親元を離れ自身の収入のみで自活している場合等は含みません